

随意契約によることとした理由

1 件名

広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る技術検討業務

2 業務概要

本業務では、かつての学都広島としての歴史を象徴する建物であり、また被爆建物でもある旧理学部1号館の保存・活用を図りながら、広島の平和に関する「知の拠点」として再生するため、「被爆建物としての保存」と「平和に関する教育研究等の拠点としての長期的な活用」の二つの視点から、補修方法の検討やライフサイクルコストの試算、保存範囲・平面計画（案）の検討・評価を行うことを目的とする。

3 契約の相手方

(1) 所在地

大阪市中央区南船場二丁目3番2号

(2) 商号又は名称

株式会社山下設計 関西支社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務の対象は、建築後90年以上が経過し、著しく老朽化の進行した建物であり、また、被爆建物でもあることから、その実施に当たって、高度な技術力や専門的な知識・ノウハウ等の活用が必要な業務である。そのため、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できるプロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、6者から提案書が提出され、「広島大学旧理学部1号館の保存・活用に係る技術検討業務プロポーザル審査委員会において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い点数であったことから、同者を受託候補者として特定した。